

愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱

平成30年3月27日 29国保第1184号

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。